

食品産業エネルギー利用効率向上支援事業委託業務に係る
総合評価一般競争入札における落札者決定基準

令和5年（2023年）5月19日
北海道経済部食関連産業局食産業振興課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、食品産業エネルギー利用効率向上支援事業委託業務（以下、「業務」という）の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

また、競争入札（再度入札に限る。）の結果、予定価格の範囲内の入札価格がない場合又は応札者がいない場合は、随意契約によることができ、最低価格の入札者から見積書及び提案書を徴する。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の得点配分を乗じて得た数値を（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

価格評価点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の得点配分}$

<例> 入札価格が 500,000 円の場合

$$(1 - 500,000 \text{ 円} / 550,000 \text{ 円}) \times 50 \text{ 点} = 4.545\cdots \approx \underline{4.55}$$

4 技術評価点

技術評価点は、（別紙：技術評価点）「食品産業エネルギー利用効率向上支援事業委託業務評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する評価項目毎に5に定めるところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の評価方法

(1) 技術評価点の評価は、道が設置した食品産業エネルギー利用効率向上

支援事業委託業務の契約における総合評価審査会（以下、「審査会」という）において審査する。

(2) 1次評価（書面審査）において、評価基準による必須項目が具備されているか否かを事務局が判定し、これを満たしている者には基礎点10点を与え、1項目でも満たしていない場合、その時点で失格とする。

なお、判定結果については2次評価（プレゼンテーション）前に委員に報告する。

(3) 2次評価（プレゼンテーション）においては、加点項目について、提案内容に応じ審査を行い、非常に優れているものは10点、優れているものは7点、標準的なものは5点、やや劣っているものは3点、劣っているものは0点を加点する。

(4) 技術評価点は、審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）

6 価格評価点と技術評価点の得点配分

価格評価点と技術評価点の得点配分は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点＝1：3とする。

区分	価格評価点の得点配分	技術評価点の得点配分	合計
配分	50点	150点 うち基礎点 30点 うち加点 120点	200点

(別紙：技術評価点)

食品産業エネルギー利用効率向上事業委託業務評価項目、評価基準及び配点

評価項目			1次評価	2次評価	評価区分
			基礎点	加点	
業務遂行能力全	実施体制・役割等	業務実施にあたって必要な実施体制、役割（責任者、人員、組織図など）について記載されているか。	10	—	必須項目
		提案者の組織体制が業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか。	—	10	加点項目
		食品製造事業所等における省エネ及び食品ロス削減対策について、十分な知見と実績を有しているか。	—	10	加点項目
	業務スケジュール	業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。	—	10	加点項目
企画提案内容	取組実態調査	企画提案指示書記載「3 委託業務の内容」が記載されているか。	10	—	必須項目
		調査対象事業所の選定方法は、有効な調査結果に結びつくものとなっているか。	—	10	加点項目
		ヒアリング項目は、道内の食品製造事業所等が取組を行うに当たって、参考になるものとなっているか。	—	10	加点項目
		調査結果を取りまとめた冊子は、道内の食品製造事業所等がエネルギー削減等に取り組むに当たって、具体的かつ効果的に活用できる構成となっているか。	—	24	加点項目
	勉強会の開催	企画提案指示書記載「3 委託業務の内容」が記載されているか。	10	—	必須項目
		勉強会の開催は、相当数の参加者が見込まれ、調査結果が広く道内の食品製造事業所等に周知される内容となっているか。	—	10	加点項目
		道内の食品製造事業所等に対し、新たなエネルギー削減等の取組意欲を、より喚起できる内容となっているか。	—	24	加点項目
		「北海道エコイベント指針」に定める「エコチェックシート」を活用してイベントの環境配慮事項が点検される計画となっているか。	—	1	加点項目
		イベントの開催にあたり、環境への配慮が計画されているか。	—	1	加点項目
		道施策との適合性	実施内容	「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか（別紙基準表参照）。	—
「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか（別紙基準表参照）。	—	1	加点項目		
国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか（別紙基準表参照）。	—	5	加点項目		
			配点		合計
			基礎点	加点	
			30	120	

【配点方法】

・基礎点項目（事務局審査）

評価	配点
必要項目が 記載されている	10点
必要項目が 記載されていない	失格

・加点項目（審査員審査）

評価	配点	配点	配点
非常に優れている	24点	10点	1点
優れている	18点	7点	—
標準的である	12点	5点	—
やや劣っている	6点	3点	—
劣っている	0点	0点	0点

「北海道働き方改革推進企業認定制度」、「障がい者雇用」及び「パートナーシップ構築宣言」に関する評価基準

① 北海道働き方改革推進企業認定制度

■加点は、認定グレードに対応した配点とする。

- ・ゴールド認定、シルバー認定：各4点
- ・ブロンズ認定：2点
- ・ホワイト認定：1点

② 障がい者雇用

■北海道働き方改革推進企業認定制度の「ゴールド認定・シルバー認定・ブロンズ認定」で、次の障がい者雇用の評価基準を満たしていれば、プロポーザル審査でさらに加点する。

○「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の認証ポイント

- 【大企業】 4ポイント以上：1点
- 【中小企業】 1ポイント以上：1点

③ パートナーシップ構築宣言

■国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言していれば、さらに加点する。

- ・宣言している：5点
- ・宣言していない：0点

参加者がコンソーシアムの場合は、以下のとおりとする。

コンソーシアムの構成員のうち、1社でも「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「パートナーシップ構築宣言」の宣言を行っていれば、上記に従って加点する。

コンソーシアムのうち、複数の構成員が「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受け、かつ異なるグレードである場合は、構成員のうち最上位のグレードの認定を受ける事業者について、上記に従って加点する。

4 会場 設 営 ・ 開 催 準 備	① 既存の設備や資材を最大限活用し、新たな設備等の設置や資材の作成は必要最小限とします。		
	② イベントの開催にあたっては、オンラインによる開催を検討し、環境負荷を最小限に抑え、脱炭素化に貢献します。		
	③ 再生可能エネルギーなど環境負荷の少ないエネルギーを利用して、イベントが実施できるよう努めます。※		
	④ 物品等の購入にあたっては、エコマークなどの環境ラベル認定商品やリサイクル製品、「北海道グリーン購入基本方針」に基づく環境物品等を優先使用するなど、環境に配慮した製品や、輸送エネルギーの少ない地元で生産された商品を購入します。※		
	⑤ 会場で使用するパンフレットや資料については、環境に配慮して作成します。 (「(3)広報・案内」の配慮項目参照)		
	⑥ 発生するごみの種類を前もって検討し、会場に、リサイクル可能なものは、品目ごとにリサイクルボックスを設置するほか、市町村等の収集ルールに応じて分別ごみ箱を設置するか、ごみの持ち帰りを呼びかけます。※		
その他()			
5 交 通 ・ 運 搬 手 段 の 利 用	① イベントの広報・案内を行う際に、できるだけ公共交通機関での来場を呼びかけます。※		
	② 公共交通機関の利用が困難な場合や交通渋滞が予想される場合には、交通規制を行い、パーク・アンド・ライド環境の整備やシャトルバスの運行など、効率的な交通手段を準備します。※		
	③ イベントで使用するシャトルバス、資材運搬用車両等は、次世代自動車などできるだけ環境負荷の少ない車両を利用します。※		
	④ イベントに関係する車両に、アイドリングストップなどエコアンドセーフティドライブへの協力を要請します。※		
	その他()		
6 イ ベ ン ト の 実 施 段 階	① 冷暖房の温度設定は、原則として冷房28℃、暖房20℃とします。※		
	② 過度な照明や音響は避け、機器スイッチをこまめにON-OFFするなど省エネルギーに努めます。※		
	③ 会場で飲食物や物品を提供・販売する場合には、マイボトルやマイバッグの持参を呼びかけることや、できる限り使い捨て容器を使用せず、繰り返し使える容器を使用します。※		
	④ リサイクルやごみの分別の徹底のほか、マイバッグやマイボトルの活用、食品ロスの削減など、環境配慮の内容を来場者にわかりやすく示し、協力を求めます。※		
	⑤ 植樹や魚の放流などを行う場合は、生態系への影響に配慮します。※		
その他()			
7 撤 収 ・ 原 状 回 復	① 会場内や会場周辺地域の清掃を行います。		
	② ごみは、市町村等の収集ルールに応じて、リサイクル可能なものは分別し、適正に処理します。		
	③ イベントに使用した資材や物品等はできるだけ再利用を図ります。再利用できない資材等にあつては、再生プラスチックや、再生紙、バイオ素材など地球に優しいものを選択します。※		
	④ イベント終了後、会場及び周辺環境の状況についてチェックし、問題があれば速やかに回復を図ります。		
その他()			

8 開催後の まとめ	① 実施状況(資源・エネルギー使用量や廃棄物発生量など)をできるだけ定量的に把握します。※			
	② 環境配慮の取組結果を踏まえ、改善点や今後実施することが望ましい項目などを検討し、今後の開催に役立てます。	「○」の数の計	個 [A]	個 [A]
	<反省点及び今後の留意点等>	「○+△+×」の数の計 (※△は結果欄のみ)	個 [B]	個 [B]
		取組率 (A÷B×100)	%	%

「※」が付いている項目については、「北海道エコイベント指針ーイベントにおける環境配慮のススメー」に内容の説明や例、参考資料などを記載しています。

【ホームページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kss/top_page/ecoevent.htm